（削る）

（削る）

（削る）

２　長期家族介護者援護金の支給を受けることができる者が二人以上あるときは、長期家族介護者援護金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

（削る）

３　前二項に定めるもののほか、長期家族介護者援護金の支給に関し必要な事項は、人事院が定める。

（平成二十三年の障害等級の改定に伴う経過措置）

第二十二条　（略）

２・３　（略）

（削る）

められるものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）以外の者にあつては、要介護年金受給権者の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一　夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第四項及び第五項において同じ。）、父母、祖父母又は兄弟姉妹については、六十歳以上であるか、又は規則一六―〇第二十九条に定める障害の状態（次号において「一定の障害の状態」という。）にあること。

二　子又は孫については、一定の障害の状態にあること。

３　長期家族介護者援護金の支給を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

４　第二項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる要件に該当しない要介護年金受給権者の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹のうち、要介護年金受給権者の死亡の当時その収入によつて生計を維持し、かつ、五十五歳以上六十歳未満であつた者であつて、生活に困窮していると認められるものは、当分の間、長期家族介護者援護金を受けることができる遺族とする。

５　前項に規定する遺族の長期家族介護者援護金の支給を受けるべき順位は、第二項に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

６　長期家族介護者援護金の支給を受けることができる者が二人以上あるときは、長期家族介護者援護金の額は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

７　要介護年金受給権者を故意に死亡させた者又は要介護年金受給権者の死亡前に、要介護年金受給権者の死亡によつて長期家族介護者援護金を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、長期家族介護者援護金を受けることができる遺族としない。

（新設）

（平成二十三年の障害等級の改定に伴う経過措置）

第二十二条　（略）

２・３　（略）

４　要介護年金受給権者が平成二十二年六月十日から平成二十三年二月十四日までの間に死亡した場合であつて、当該要介護年金受給権者の遺族に障害を有する者があるときにおける当該遺族の障害の状態に係る第十九条の十四第二項第一号の規定の適用については、同号中「規則一六―〇第二十九条」とあるのは、「規則一六―〇―五六（人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則）による改正後の規則一六―〇別表第五の規定を適用した場合の同規則第二十九条」とする。

附　則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。